

感染症による出席停止の取り扱いについて

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間

	感染症名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MARS） 特定鳥インフルエンザ（H5N1） 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	治癒するまで。
	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第2種	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ	医師により感染のおそれがないと認められるまで。
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎（はやり目）	
急性出血性結膜炎（アポロ病）		
第3種	その他の感染症 〔 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎 伝染性紅斑（りんご病）、手足口病 ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 〕	条件によっては出席停止の措置が必要 〔 校長が医師の意見を聞き、第3種の感染症としての措置を講じることができる 〕

- ・上記の感染症と診断されたら、速やかに学校（担任）に連絡してください。（047-386-0563）
- ・出席停止期間中は外出を控え、安静にして療養に努めて下さい。
- ・感染症が治癒または他への感染の恐れがなくなり再登校する際には、医師による治癒証明書（登校許可書）の提出をお願いします。診断書は不要です。インフルエンザの場合は保護者による「インフルエンザ治癒報告書」の提出でも差し支えありません。
- ・治癒証明書、インフルエンザ治癒報告書の用紙は学校のホームページからもダウンロードできます。